

河底審第2号
令和元年12月27日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会
会長 石垣 泰輔

河川における底質浄化について（答申）

平成25年3月28日付け、河環第1595号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

1 正蓮寺川総合整備事業における環境監視について

「正蓮寺川総合整備事業に関わる環境監視委員会」で承認を得た、正蓮寺川総合整備事業に係る「環境対策工事の施工計画」及び「環境監視計画」に基づき、整備事業の進捗状況に応じた対策工事及びそれに伴う環境測定を含む施工管理について、別紙のとおり実施することは、妥当である。（平成25年3月28日審議）

2 正蓮寺川の北港大橋下流におけるPCB等汚染底質対策について

「正蓮寺川総合整備事業に関わる環境監視委員会」で承認を得た、正蓮寺川の北港大橋下流におけるPCB等汚染底質対策に係る「環境対策工事の施工計画」及び「環境監視計画」に基づき、整備事業の進捗状況に応じた対策工事及びそれに伴う環境測定を含む施工管理について、別紙のとおり実施することは、妥当である。（平成25年3月28日審議）

3 神崎川の糸田川合流部左岸におけるダイオキシン類汚染底質対策について

浚渫土砂のダイオキシン類の濃度に応じて、別紙のとおり処分することは妥当である。(平成 27 年 9 月 29 日審議)

底質のダイオキシン類の濃度に応じて、別紙のとおり優先順位を付けて対策を実施することは妥当である。(平成 29 年 3 月 24 日審議)

覆砂対策を行った区間において、覆砂の状況を確認するために、別紙のとおりモニタリングを実施することは妥当である。(令和元年 12 月 27 日審議)

1. 正蓮寺川総合整備事業における環境監視について

- 正蓮寺川総合整備事業に係る環境対策工事中の環境監視について、工事着手後に調査項目、調査頻度、監視基準のいずれかにおいて見直し等を行う場合や、環境監視の結果において異常値が確認された場合は、対応について検討すること。
- 河川底質は脱水固化し土壌として取り扱い、P C B・ダイオキシン類が基準を超過する場合は、上下流、左右岸、底部及び上部の6面で確実に封じ込めること。
- 河川底質は脱水固化し土壌として取り扱い、正蓮寺川総合整備事業地内での再利用を基本とするが、重金属類が土壌汚染対策法の含有基準を超過する場合は、覆土により確実に封じ込めること。
- 施工時に適切な環境保全対策を講じること。

2. 正蓮寺川の北港大橋下流におけるP C B等汚染底質対策について

- 正蓮寺川の北港大橋下流におけるP C B等汚染底質対策に係る環境対策工事中の環境監視について、工事着手後に調査項目、調査頻度、監視基準のいずれかについて見直し等を行う場合や、環境監視の結果において異常値が確認された場合は、対応について検討すること。
- 河川底質は脱水固化し土壌として取り扱い、P C B・ダイオキシン類が基準を超過する場合は、上下流、左右岸、底部及び上部の6面で確実に封じ込めること。
- 河川底質は脱水固化し土壌として取り扱い、正蓮寺川総合整備事業地内での再利用を基本とするが、重金属類が土壌汚染対策法の含有基準を超過する場合は、覆土により確実に封じ込めること。
- 施工時に適切な環境保全対策を講じること。

3. 神崎川の糸田川合流部左岸におけるダイオキシン類汚染底質対策について

○ダイオキシン類により汚染された土砂の処分について

浚渫した土砂におけるダイオキシン類の濃度に応じて、以下のとおり処分すること。

- ・ 3,000pg-TEQ/g 超については、無害化処理をすること。
- ・ 1,000pg-TEQ/g 超 3,000pg-TEQ/g 以下については、管理型処分場において処分すること。
- ・ 150pg-TEQ/g 超 1,000pg-TEQ/g 以下については、海上処分とすること。

○ダイオキシン類の濃度に応じた工事の優先順位について

底質のダイオキシン類の濃度に応じて以下のとおり優先順位を付けて対策を実施すること。

- (1) 表層において 3,000pg-TEQ/g 超の汚染が判明している区間
- (2) 表層において 1,000pg-TEQ/g 超 3,000pg-TEQ/g 以下の汚染が判明している区間
- (3) 表層に汚染はないが、0～1mの層に 3,000pg-TEQ/g 超の汚染が判明している区間
- (4) 表層において 150pg-TEQ/g 超 1,000pg-TEQ/g 以下の汚染が判明しており、かつ、0～1mの層に 1,000pg-TEQ/g 超 3,000pg-TEQ/g 以下の汚染が判明している区間
- (5) 表層に汚染はないが、0～1mの層に 1,000pg-TEQ/g 超 3,000pg-TEQ/g 以下の汚染が判明している区間
- (6) 表層において 150pg-TEQ/g 超 1,000pg-TEQ/g 以下の汚染が判明しており、かつ、0～1mの層に 150pg-TEQ/g 超 1,000pg-TEQ/g 以下の汚染が判明している区間
- (7) 表層において 150pg-TEQ/g 超 1,000pg-TEQ/g 以下の汚染が判明しているが、0～1mの層に汚染がない区間
- (8) 表層に汚染はないが、0～1mの層に 150pg-TEQ/g 超 1,000pg-TEQ/g 以下の汚染が判明している区間

○覆砂工事を行った区間におけるモニタリングについて

覆砂対策を行った区間において、覆砂の状況を確認するために以下のとおりモニタリングを実施すること。ただし、覆砂対策を行った区間におけるモニタリングの結果、ダイオキシン類に汚染された底質の上部から現況河床までのダイオキシン類の濃度が 150pg-TEQ/g 以下である層（以下、「適合層」という。）

の厚さが十分でないことが確認された場合には、対応について検討すること。

(1) モニタリングの基本的な考え方

- ①覆砂対策区間ごとに、汚染層の露出を防ぐ適合層の厚さを把握する。
- ②一定期間における河床高の追跡調査により、適合層の層厚が変化していないことを把握する。
- ③河床高調査によって適合層の厚さが維持されている、あるいは減少していても大きくは減少していないと判断された場合、モニタリング休止判断のための適合層調査(2回目)を実施する。
- ④2回目の適合層調査において適合層が適切な厚さで継続的に存在することが確認された場合、モニタリングを休止する。
- ⑤上記のいずれかの過程において、適合層が存在しない、あるいは減少が続く場合、追加対策を検討する。

(2) モニタリング地点の選定

- ・モニタリング地点は、以下のとおり覆砂層の直下のダイオキシン類濃度に応じて選定すること。
 - 1,000pg-TEQ/g 超：覆砂工事の施工単位ごとに1地点
 - 1,000pg-TEQ/g 以下：流下方向 250mごとに1地点
- ・モニタリング地点は原則として当該区間のおおむね中心を選定するが、橋脚の近傍など洗堀されやすいと考えられる箇所がある場合は、必要に応じて別途地点を追加すること。

(3) モニタリング実施手順

別図のとおり

